

い つ収束するとも見通せぬコロナ禍だが、インバウンド需要や外食の落ち込みで資金繰りが苦しくなっている中小事業者への支援、命に関わるひとり親の子育て世帯などへの支援は必須だ。影響が非正規雇用者など低所得者に偏っていることも問題で、ピンポイントの対応を考える必要がある。この観点からは、特別定額給付金のような国民全員に一律給付することは絶対に避けるべきで、きめ細かく困窮者に対応する必要がある。財源は税金で、いずれわれわれ、あるいは次世代が賄うことになるのだから。

国民全員に給付して事後的に申告で取り返せば中低所得者だけに恩恵が行き渡るという「事後精算方式」を唱える識者がいる。しかし、わが国総人口1億2,000万人のうち納税している者は5,000万人程度で、さらに納税者の8割強の適用税率は10%以下という所得税の負担構造から見ると、事後的に取り返すことができる金額は極めて少額だ。つまり、国民全員給付と同程度の財源の無駄を生じさせてしまう。もっとも、持続化給付金は所得となり申告が必要なので、この方法での対応が可能であろう。

問題は、欧米では事業者の減収額に応じた給付（例えば、ドイツでは前年度売上の7割給付）が行われているのに、なぜわが国ではできないかということである。それは、わが国には迅速に個人や事業者の収入・所得を把握するシステムがないこと、加えてそれを給付につなげるインフラもないことの2点が理由である。

英国では、2014年にリアルタイム情報制度が導入され、企業は、従業員への給与や源泉徴収税などを専用ソフトにより毎月課税当局に報告する。個人事業者についても経理の電子化が図られ、四半期に1回課税当局に報告されている。そのデータがユニバーサルクレジット（給

付付き税額控除）の計算に使用され、コロナ禍でも迅速な給付につながっている。

一方、わが国では、従業員に給与の支払をする事業者（個人・法人）が税務署に源泉所得税を納める場合、人数、支払総額、源泉徴収税額（合計）を記載した計算書が提出されるが、個々の給与支給額等は書いてないので税務署は個々人の給与収入を把握することはできない。

このような紙ベースの社会で構築された現状を、デジタル社会にふさわしい情報制度にしていく必要がある。例えば、データを会社のクラウドに保存し、税務当局が必要に応じて参照できるようになれば、企業の負担も減る上、迅速な個人ごとの情報入手が可能となる。

さらに、2023年10月から導入される消費税インボイスを電子インボイスにしてクラウド会計ソフトの利用を進めれば、企業の生産性の向上が図られる上、税務当局は月次や支払の都度、収支が把握できる。

フリーランスなど個人事業者の所得についても、フリーランスの契約の相手方（支払者）から税務当局へ毎月情報提供させる制度が必要ではないか。仲介型ビジネスの場合には仲介プラットフォームから情報提供をさせればより効率的だ。このような制度は欧米ではすでに導入されており、わが国の対応の遅れが目立つ。

最後に必要なのは、その情報を社会保障給付につなげる仕組みの構築だ。この点、緊急時給付についてマイナンバーを利用した情報連携が可能になる法律改正が今国会で予定されている。

筆者が日本型記入済み申告制度の提言を行った10年前には誰もが消極的であったが、今年の申告から段階的に導入される。デジタルを活用した納税者の負担軽減、事業者の生産性向上は抗えない流れだ。

東京財団政策研究所研究主幹
森信茂樹

税制之理

連載

第168回

迅速で公平な給付のためには
コロナ対策、